

輪島市監査公表第26号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月26日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月19日（水） 総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○職員の健康診断に今年度は「ストレスチェック」が追加されたことは、「自分の健康は自分で守る」というメンタルヘルス面でのセルフケアの意識を職員一人ひとりに自覚させる意味でとても重要である。市職員は心身ともに健康な状態で職務に専念し、市民サービス向上を図ることが望ましい。引き続き、全課の職員体制の状況を把握し、各種業務が効率的・迅速に執行されるような環境づくりに努められたい。また、各担当課長が職員の勤務状況や勤務形態をチェックし、課内の適正な職務分担等の調整を図るように今後とも引き続き指導されたい。

○区長は行政と地元のつなぎ役として、その位置付けと役割は極めて大きいものがあると考えます。「少子高齢化・人口減少」の現状を抱える本市において、区長の「高齢化・成り手不足・業務の複雑化」が大きな問題となっている。区長の位置付けや役割について明確な法的規定はないが、今後の在り方について多面的に検討する時機が来ていると思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。